

定例公安委員会の開催概要

定例公安委員会は、令和3年1月27日（水）に開催されました。

1 決裁事項

- ・ 自動車運転代行業者に対する営業停止処分の実施について
- ・ 公安委員会の交通規制実施計画（令和3年意思決定第1号）について
- ・ 委託契約業務に係る公安委員会認定審査の実施について
- ・ 運転免許の取消処分について
- ・ 警察職員の特別派遣について

2 審議事項

(1) 警察職員の特別派遣について

県警察から、青森県公安委員会から警察職員の援助要求があった旨の報告があった。審議した結果、原案のとおり特別派遣することを了承した。

委員から、『了承します。健康に十分留意し、任務を全うしていただきたい。』との発言があった。

3 報告事項

(1) 警察職員の職務執行等に対する感謝事例について (令和2年第4四半期及び令和2年中)

県警察から、警察職員の職務執行等に対する感謝事例に関する報告があった。

令和2年10月から12月までの間、警察活動に対して県民等から寄せられた感謝事例が5件あり、その内訳は、「警務警察活動」1件、「生活安全警察活動」2件、「交通警察活動」2件となる。内容は、「駐在所速報発行に対する礼状」等であるとのことであった。

委員から、『迅速、丁寧、親切な対応の結果が感謝事例に繋がっており、引き続き、県民に寄り添った警察官であるよう頑張っていただきたい。』との発言があった。

(2) 令和2年中における遺失物・拾得物取扱状況について

県警察から、令和2年中における遺失物・拾得物取扱状況に関する報告があった。

遺失届の受理件数は16,370件で、このうち現金の届出総額は1億1,657万6,384円となっている。物品は53,776点で、このうち証明書類・カード類の届出が30,045点で、全取扱いの55.9%を占めている。

また、拾得届の受理件数は95,369件で、このうち現金の届出総額は76,904,307円、物品の届出は125,740点である。

駅、商業施設等の施設占有者からの届出は87,276件で、全取扱いの91.5%を占めている。拾得の届出のあったもののうち、遺失者に返還された件数は10,607件であるとのことであった。

委員から、『遺失届出をした方にとって無くした物は大切な物であると思われる。取扱いについては誤りのないよう適切に対応していただきたい。』との発言があった。

(3) 令和3年秋田県議会第1回定例会（2月議会）提出の議案について

県警察から、令和3年秋田県議会第1回定例会（2月議会）提出の議案に関する報告があり、令和2年度2月補正予算案及び令和3年度当初予算案に関する内容であるとのことであった。

委員から、『限られた予算の中での対応となることから、必要性を見極め有効に活用してもらいたい。』との発言があった。

(4) 令和3年秋田県議会第1回定例会（2月議会）提出の議案等について

県警察から、令和3年秋田県議会第1回定例会（2月議会）提出の議案等に関する報告があり、交通事故等に係る和解議案等に関する内容であるとのことであった。

委員から、『注意に注意を払って交通事故防止に努めていただきたい。』との発言があった。

(5) 県警察による監察の実施結果について（令和2年度第3四半期）

県警察から、県警察による監察の実施結果に関する報告があった。

令和2年度第3四半期に行った警務部、交通部及び計画外監察の実施結果に関する報告があり、警務部監察では指導項目が2項目あったが、交通部監察においては指導

事項はなく、各所属とも良好に業務を推進していた。計画外監察については、指導事項が6項目であったとのことであった。

委員から、『自らの仕事をチェックする姿勢が大事であり、その点の指導も願う。』との発言があった。

(6) 「秋田県迷惑行為防止条例」の一部改正案について

県警察から、「秋田県迷惑行為防止条例」の一部改正案に関する報告があった。

改正点は、第4条第3項の括弧書きの削除を内容とする規定の整備で、条例案は2月議会に上程され、本年4月1日施行を予定しているとのことであった。

委員から、『広報し、周知を徹底していただきたい。』との発言があった。

(7) 令和2年中の子供・女性を対象とする性犯罪等の前兆事案の取扱状況について
(暫定値)

県警察から、令和2年中の子供・女性を対象とする性犯罪等の前兆事案の取扱状況に関する報告があった。

認知件数は396件で、前年に比べ32件(8.8%)増加した。

18歳未満の児童生徒が被害者となった事案のうち、行為者が判明した事案は85件と、前年より26件(23.4%)減少し、18歳以上の女性が被害となった事案のうち、行為者が判明した事案は108件と、前年より35件(47.9%)増加しているとのことであった。

委員から、『引き続き、色々な形で防犯意識を高める活動を願う。』との発言があった。

(8) 令和2年の特殊詐欺の認知、検挙状況(暫定値)及び検挙対策、被害抑止対策について

県警察から、令和2年の特殊詐欺の認知、検挙状況(暫定値)及び検挙対策、被害抑止対策に関する報告があった。

令和2年の特殊詐欺認知件数は41件、被害総額は約9,700万円と、前年と比較し件数は3件増加、金額は約1億1,500万円減少した。

認知事件の特徴として、手口別では特に警察官や金融機関職員をかたってキャッシュカードをだまし取る預貯金詐欺及び電子マネー利用権等をだまし取る架空料金請求詐欺の被害が高水準で推移している。交付形態別では、送付型、窃取型が減少し、手交型、振込型、電子マネー型が増加している。年代別では65歳以上の高齢被害者が、29人で

全体の70.7パーセントと高い割合を占めている。

検挙対策、犯行ツール対策として受け子、出し子被疑者の現場検挙と突き上げ捜査、被害分析に基づいた先制的対策、突き上げ捜査による犯行グループの全容解明及び口座凍結や犯行使用電話の利用停止要請など犯行ツール遮断対策を推進している。

被害抑止対策として、警察官や高齢者安全・安心アドバイザーの訪問による高齢者を重点とした注意喚起や、ツイッター、ヤフー防災情報、データ放送等の各種広報媒体を活用した情報発信を行っている。また、金融機関やコンビニエンスストアと連携し、特殊詐欺被害のおそれがある利用客への声掛けや電子マネー購入者に対する「被害防止封筒」の配布などの水際対策を継続するとともに、自動通話録音（警告）機能付電話の貸出促進、ATM利用限度額引下げの働き掛けなどの物理的な被害防止対策等を実施しているとのことであった。

委員から、『手口が巧妙になっており、一層工夫し対応していただきたい。』との発言があった。